



事務局：医療法人高木神経科医院デイケアおいけ内
〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル都ビル2階
TEL 075(222)0452 FAX 075(222)1052
e-mail kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp

7月例会のご案内

日 時 : 2006年7月1日 (土) 14:00～17:00
会 場 : 京都府職員福利厚生センター 会議室
テーマ : 「精神保健福祉援助実習で身につける力」を考える
シンポジスト : 村社 孝子 さん (生活訓練施設 アスロード施設長)
藤井 弘 さん (地域生活支援センター なごやかサロン施設長)
川崎 光生 さん (地域生活支援センター アンサンブル施設長)
姫野 紀代子さん (京都府精神保健福祉総合センター 相談指導課)
岡田 まり さん (立命館大学 産業社会学部)

実習施設は、実習生を受け入れることでその実習教育に「現場の教育力」を発揮し、学生は現場実習を体験することにより、その後の学ぶ姿勢が見事に変わってきます。これは実習施設と教育機関、学生の三者がともに取り組むことによって生じてくる変化です。

7月例会では、精神保健福祉援助実習の現状と課題を明らかにし、充実した実習の取り組みと、さらに自分の勤務する施設や機関の機能・役割の理解を深め、利用者の自立と社会参加を促すために必要な支援を考えたいと思います。

第2回 医療観察法学習会のご案内

今回は、「司法」の部分として、関心を寄せながらもとっつきにくいと感じてしまう検察官による観察法適用の申立てから、処遇決定に至るまでの「審判」と呼ばれる部分について学びます。

講師は、大阪で付添い人活動をされている、伊賀興一（いが おきかず）弁護士です。伊賀弁護士は、付添い人活動のほか社会復帰調整官への研修なども担当されています。「審判」は決して司法だけのフィールドではなく、ワーカーが活躍すべき部分でもあるということを、付添い人活動の現状などを通してわかりやすくお話していただく予定です。「法律」に対して苦手意識をお持ちの方、ぜひ学習会に参加して、医療観察法の存在のもとで暮らすこととなった患者さん/利用者/「当事者」のため、そして自分自身のため、医療観察法に強くなりましょう！

日 時 : 2006 年 7 月 29 日 (土) 14:00~17:00
会 場 : 高木神経科医院 カンファレンスルーム
テーマ : 付添い人活動から見た医療観察法
講 師 : 伊賀 興一 (いが おきかず) さん
伊賀興一弁護士事務所
日弁連刑事法制委員会医療観察法対策部会事務局長
申込み : 定員 35 名 (先着順)
件名に「7/29 学習会参加希望」、本文に「お名前、所属、連絡先」とご記入いただき、
メールもしくは FAX にて事務局までお申込みください。また、講師への質問、学習会
へのご希望などありましたら、併せてのご記入をお願いします。
⇒ 9 ページに、第 1 回学習会 (4 月 8 日実施) の報告を掲載しています。
ご覧ください! (医療観察法学習チーム)

3 月例会報告

テーマ : 精神保健福祉士の倫理について 2006
- 倫理的センス・倫理的スキルを身につけよう -
講 師 : 村本 詔司 さん 神戸市外国語大学教授
日 時 : 2006 年 3 月 4 日 (土) 14:00~17:00
会 場 : 京都府職員福利厚生センター 第 4・5 会議室
参加者 : 15 名

村本詔司先生と倫理について考える委員会による、倫理シリーズ第 3 弾。
今回の例会報告は、企画運営した倫理について考える委員会と講師からお寄せいた
いた原稿、参加者の感想という構成でお届けいたします。

☆ 例会を企画運営して

倫理について考える委員会

2004 年度から毎年この時期に実施している「倫理について考える委員会」企画運営の例会
である。講師は、昨年度から例会だけでなく模擬事例作成段階からご協力いただいている『援
助専門家のための倫理問題ワークブック』を翻訳された村本詔司先生。例会スタイルは、講
師によるミニレクチャー、委員会が作成した模擬事例をもちいたグループディスカッション
という好評を得ているスタイルを今年ももちいた。

模擬事例 3 例の選択が適切であったか例会開催まで迷いがあったが、それぞれの事例につ
いてのディスカッションは盛んなものであった。「これはおかしい」、「腑に落ちない」、「なん
かひっかかる」、そして「こうしてみる」「こんな方法は・・・」「それはできない・・・」と、PSW
という専門職としての倫理的視点から、日々の業務、活動の振り返りをフル回転で行い模擬
事例にグループで取り組む。そして、「倫理的センス」、「倫理的スキル」を身につけるという
ことは、この作業そのものなのか？日々の活動の中で行っているこの作業なのか・・・と目か
ら鱗の体験となったようだ。さらに、最後の講師によるディスカッションのまとめによって、

「自分のこのひっかかりは倫理的なことだったのだ」「ここにひっかからないのは倫理的センスがないのか?」「グレーでいいのか・・・」と、もやもやした部分がおさまりのよいところにおさまり、また、専門職の倫理的視点への気づきが得られ充足感を感じてもらえたようだ。そして、グループで模擬事例に取り組む作業から、他機関や先輩の実践やかかわりが少し見えたり、自分のかかわりを聴いてもらえたり、役立つヒントを得たりという、この例会のいつものお土産もお持ち帰りいただけた。

例年、参加者が多くはないが、今回は 15 名と非常に少なかった。テーマ、時期、何によるものなのか? 15 名中リピーターが 3 名というのは少ないのかどうか? 今後、例会として実施してよいのか検討が必要である。しかし委員会としては、実施した 3 回の例会から一貫してこの企画の意義を認識することができている。また例会後のアンケートからも会員が必要としているとの手ごたえを感じており、今後も何らかの形でこのような「倫理について考える機会」を会員に提供すべきであると考えている。

最後に、倫理について考えるということは、「PSW の専門性」について考えることなのだと、今年度も例会を企画運営して実感した。

☆ 出席者より 感想

地域生活支援センター なごやかサロン 渡辺 恵司さん

日々の業務の中で、腑に落ちない・なんだか心の中にすーっと入り込んでいつていない・・・そんなことは誰もが感じ、経験することだと思います。2005 年度最後の例会において、講師によるミニレクチャー・倫理について考える委員会が作成した事例をもとにグループディスカッションを行いました。倫理について考える委員会に参加し準備を積み重ねましたが、委員会に参加をした初めのうちは「倫理ってなんや??」とはっきり言って話についていくのがやっと・・・少々、戸惑いがありました。その状況が続き、事例作成を経て講師との打ち合わせを行っていくうちに何となくですが、倫理の魅力にはまっていった私。倫理について考える委員会の会議において、同じ職種ではありますが、価値観の違う人が一つの事例をもとに、いろいろな視点で話し合うことが出来たことはプラスになりました。例会当日は参加者がいつもの例会よりも少ない人数でしたが、その少なかった人数がよかったのか、なんだかアットホームなそんな例会の雰囲気の中じっくりと話し合うことができ、委員会の中で話し合われた視点・価値観とは違った話を参加された方から聴くことができたいい機会でした。「倫理」と一言だけを捉えてしまうと難しく感じてしまいましたが、何か疑問に感じたこと・腑に落ちないことをそのままにせず、言葉で捉え、その?を言葉で表現し伝え話し合うことが大切だということ。「これが答え!!」というものがない奥深い人との関わり・支援。幅広い視点を持ち、1つの物事を様々な角度から見られるような支援者になれるように「センス」「スキル」を身につけていきたいと、倫理について考える委員会への参加・準備・例会を通して感じました。現在、委員会では、日々の業務に生かせる倫理についての冊子作成を目標に奮闘中です。

亀岡市障害福祉課 外賀 桂子さん

(3月末までは京都府家族連合会に所属されていました)

村本詔司先生の倫理的スキルの講義は、昨年に続き2回目の参加です。

昨年の事例検討のグループワークがとても興味深かったので、今回も楽しみにしていました。予想通り今回の事例検討も大変参考になりました。

私は京家連の事務局で、基本的には一人で PSW の仕事として電話相談を受けています。当事者や家族からの悲痛な訴えを電話で対応させていただく時、いつも、この対応でよかった

のかと振り返っています。が、その対応を検討する機会もなく過ごしています。

この例会のように、ごく普通に起こるようなささいな事例を検討し、一人一人の対応の仕方、捉え方の違いを話し合い、意見を出し合う中で、自分では気づきもしなかった事などを発見出来る事は、とても参考になります。PSW として傲慢になっていないか、職業意識はどんな場面まで必要なのか、当事者さんとの係わりの中で、対等の立場というのはいくら得るのか等々…反省し考えさせられることばかりです。個人的にはこんな機会がもっとあって欲しいと感じています。

西山病院 内藤裕美さん

医療機関のソーシャルワーカーとして勤務するようになり、はや一年をむかえようとしている。こんなにも早く過ぎた一年は自分の中であっただろうか。そんなことを考えながら精神保健福祉士の倫理についての例会に参加させていただいた。

今回の例会で専門職の倫理について改めて倫理について考えるよい機会となり、また精神保健福祉士(有資格者)としての責任の重さを実感する機会となった。なかでも一番印象に残っていることは、村本先生の言葉である。模擬事例の中で、様々な腑に落ちないことに対して、何がどうして引がかかるのか？感じ続けることが専門職として必要であるということであった。今後患者さんの生活に密に関わる専門職として、些細な疑問に対してもなぜ？と声をあげていくことのできるソーシャルワーカーになりたいと思う。

☆ 講師より

3回目の例会を終えて

神戸市外国語大学教授 村本 詔司先生

一昨年と昨年につづいて、今年も倫理研修会の講師を担当させてもらうことになった。わたしにとっては、精神保健福祉士の方々が日々奮闘されている仕事の世界についての理解を深める機会にもなっているように思われる。いつもながら思うことだが、倫理研修会への取り組みが、準備段階からして非常に念入りであることに感銘を受けてきた。模擬事例の作成が文字通り手作りで、それだけに、精神保健福祉士の方々の日々の実践に密着したものとして経験されたのではなかろうか。

前回にもまして痛感されたのは、精神保健福祉士という専門職の専門性はいったいどこにあるのだろうか、ということである。医療モデルやそれに準じるかのような臨床心理モデルをけっして機械的に当てはめるにはゆかず、やはり福祉の分野の一つとして、ワーカーも、一人の生活者として利用者に接し、ある意味で、一種のコミュニティづくりを目指しているという面が強い。それだけに、伝統的なモデルでは、少なくとも建前のうえではほとんど自明とも言える専門家とクライアントのあいだの境界や、仕事と私生活のあいだの境界の設定、要するに、線引きが、精神保健福祉士の仕事では、実際には、より難しく、倫理問題が発生しやすいのかもしれない。他の専門職と共通する面が多々ある一方で、独自の面に配慮しながら、精神保健福祉士の職業倫理を構築してゆくことが今後の課題であろう。

資格を取得する前の段階で職業倫理教育を受けることが、おそらく分野の違いを超えてであろうが、ほとんどない現状に鑑みて、この種の研修会の持つ意義は非常に大きい。以前にも書いたと思うが、研修会の大きなメリットは、講師からの知識やコメントの提供だけでなく、小グループで他の参加者たちからの意見に接することで、物事をより立体的に見つめられるようになり、また、自分の意見を聞いてもらうことが、倫理の問題によりコミットできるようになるということであろう。また、研修会に参加することが、現実の状況での日々の

仕事にどのように活かされているのか、あるいは、活かされていないのか、なども今後の検討課題であろう。

第6回（2006年度）総会報告

～ 会長あいさつ ～

会長 中瀬 慶子

月日の経つのは早いもので、早や第6回総会を迎えることになりました。

この1年も色んな出来事がありましたが、なんといっても私達の大きな関心事だったのは、「障害者自立支援法」が成立したということではなかったでしょうか。

総会に先立ち、日本精神保健福祉士協会京都支部との共催で日本社会事業大学社会福祉学部の客員教授をされておられます寺谷隆子さんに「障害者自立支援法施行の今、PSW の基本姿勢は・・・」というテーマでご講演いただきました。時宜を得たご講演は、今の不安と混乱の時期をどう乗り越え、新たな展開に私たちは、どう臨むのかについての示唆をお示しいただけたように思います。

すでにご承知のように、平成12年に社会福祉基礎構造改革が出されましたが、この時の最大のテーマは「福祉サービスの財源確保」と「利用者サービスの質の向上」ということでした。具体的には、措置から契約へと福祉サービスのあり方を大きく変えていく改革でした。

平成14年度には、精神障害者は残念ながら対象外とされましたが、知的・身体障害者を対象に支援費制度が導入されました。また、この年から、精神障害者の福祉に関する身近なサービスは、市町村事業に位置付けられ（それまでは都道府県及び指定都市が実施）、市町村も精神障害者の福祉の支援に関わることとなり、障害者が地域で安心して暮らせる仕組みが徐々に整備され、障害者の生活に明るい兆しが見えてきたところでした。

平成16年10月に「福祉改革のグランドデザイン案」が出され、今後の基本的な福祉の方向が示され、福祉の方向を大きく変革していく形で、昨年、平成17年10月31日に、「障害者自立支援法」が成立しました。この法律の内容は、戦後最大の改革であると言われています。すでに平成18年4月から徐々にこの法律に向けて移行が進められています。昭和40年の「精神衛生法の一部改正」で導入された精神障害者通院医療費公費負担制度は、本年4月から「障害者自立支援法」に基づいて実施されています。新しい制度により関係機関や利用者は混乱や不安に巻き込まれる大変な状況のスタートとなっています。この法律は、賛否両論の中で成立しました。精神障害者の支援は、自立と社会参加を目指すことであると言われながら、今回の法律は障害者の就労が強調されているように思えてなりません。この大きな改革に対して、今後は、今まで培ってきたものを、更により良くしていくために、福祉サービス利用者や私達関係者の創意工夫が必要ではないかと考えます。

さて、当協会は、設立後6年目を迎えることになりますが、協会の会員数は239人（総会当日現在）となり、そのうち経験年数5年未満の方が6割を占め、10年未満に至っては実に8割となっています。若い層に集中してきています。対外的には、少しずつ社会的認知も広まり各関係機関から共催や後援依頼などが寄せられるようになってきました。そのため、本来の仕事を抱えての当協会の活動も大変忙しくなってきました。今回の総会では多くの議案が準備されています。会の組織が大きくなればなるほど、内容の十分な整備がなされなくてはなりません。すでに当初の規則では対応しきれなくなっており、今回あらたに提案させていただくことになりました。

最後に、今後この会の発展には、会員一人ひとりの協力なくしては、運営は成り立ちません。どうか皆様のご協力を頂き、役員、事務局一同、今年も全力を挙げて、会の運営に携わって参る所存ですので、どうかよろしくお願いいたします。

～ 2006 年度総会議事報告 ～

(今総会より「総会運営規程」(2006 年 3 月 18 日役員会制定)に基づき運営)

- 1 日 時 2006 年 5 月 20 日(土) 15:45～18:45
- 2 会 場 京都市職員厚生会 職員会館「かもがわ」
- 3 司会進行 吉村安隆(役員)
- 4 議 長 前田えり子(京都市こころの健康増進センター)
- 5 書 記 下村洋介(ジョイント・ほっと)・土橋未江(オリーブほっとハウス)
- 6 総会運営委員 菅生久子(役員)、荊木義比古(役員)、梅崎明日香(京都市こころの健康増進センター)、島田裕子(第二北山病院)、尾藤寿栄子(ふれあい工房)
- 7 総会成立状況 直接会場参加 64 名、委任状 97 名、総計 161 名の出席で成立
(議決権有会員 238 名)
- 8 議事
 - 第 1 号議案 2005 年度事業報告 (賛成多数(拍手))
 - 第 2 号議案 2005 年度会計報告および会計監査報告 (賛成多数(拍手))
 - 第 3 号議案 規約改正について (反対 0、保留 1、賛成 63)
 - 第 4 号議案 「倫理委員会規則」の制定について (反対 0、保留 0、賛成 64)
 - 第 5 号議案 「総会運営規程」の制定について(報告扱い) (意見を受けて、改訂する)
 - 第 6 号議案 「役員選出規則」の制定について (反対 0、保留 0、賛成 64)
 - 第 7 号議案 2006 年度役員体制について (賛成多数(拍手))
 - 第 8 号議案 2006 年度事業計画(案) (賛成多数(拍手))
 - 第 9 号議案 2006 年度予算(案) (賛成多数(拍手))
 - 第 10 号議案 会員の除名について (会場参加者 55、反対 3、保留 8、賛成 44: 規約に則り会場参加者のみで採決)

以上、すべての議案が採決された。

9 質疑応答および意見(書記の記録に基づき要約)

○第 1 号議案 2005 年度事業報告および 2 号議案 2005 年度会計報告について

野本(らしく) 「心神喪失者等観察法に関する精神障害者の地域生活支援に向けた都道府県の取り組みについて」現状調査(主催 日本精神保健福祉士協会)回答(2006 年 1 月)について具体的な内容と会員へのお知らせおよび報告について教えてほしい。

物(役員) 内容は各都道府県の現状、地域ネットワークについて。報告は日本協会から京都支部にきている。4 月の医療観察法学習会出席者には配布。メール配信は文字が小さく量が多いことからしていない。

野本(らしく) 会計報告「支出の部」の日本協会支部活動協力費について、日本協会京都支部と京都協会は別組織であるが、協力費として、結構な額が出ている。今後も日本協会の京都府支部への協力としてやっていくのか。またどういう協力をしていくのか。

物(役員) 会計から、日本協会支部活動協力費は、日本協会から京都府支部の活動協

力費として、京都協会への加入の有無に関わらず日本協会構成員一人あたり 1,500 円が京都協会に対して支払われるもの。支払いは 1 年遅れになる。9 月末までに前年度分を京都協会から日本協会に請求する。2004 年度分は、1,500 円×54 名分で 81,000 円が 2005 年度に支払われた。2006 年度予算案にあるように、2005 年度 81 人分が 2006 年度の収入になる。それを見込んでの支出。内容は、支部活動に協力するということで、たとえば、共催開催である今日の講演は、講師謝礼、会場費等の支払いを分け合っている。日本協会主催の研修等の広報なども協力となり、掲載した通信にかかる費用をこの項目で支出している。京都協会が負担しているということはない。使い道については、今後検討する必要があると思う。

野本(らしく) 日本協会京都府支部については議論してそうなったと思うが、区分けは大変だと思う。日本協会会員ではない人にも理解できるよう掲載の形態、会計としての仕分けが私としては分かりにくい。支部化の問題について検討された方にお答えいただければ。

西村(役員) 今後は日本協会に協力した部分をわかりやすく事業報告に掲載したい。組織としては別々という位置付けであるが、共通した目的があり協働できる部分では協働していこうという姿勢は検討委員会の当初からあり、その部分に支部活動協力費を使うという位置付け。例えば今回の総会や記念講演案内に京都協会会員には日本協会入会案内を、日本協会京都府支部会員には当協会入会案内を送り、情報提供をしているという実態。

○第 4 号議案「倫理委員会規則」制定について

橋本(YOUYOU 館) 倫理委員会が総会の開催を必要と認めた場合でも総会は会長が開くのか。独立した機関なら独立して開催できるような手続きが必要ではないか。

姫野・吉村(役員) 第 6 条で会長に意見具申すると規定されている。これに則ると役員会で検討して総会開催となる。倫理委員会から意見具申されたものについては最大限尊重することになるだろう。

○第 5 号議案【報告事項】「総会運営規程」について

吉田(ジョイント・ほっと) 総会運営委員会の解散についての規定がないが。

姫野(役員) 総会の度に設置し、終了後解散することになるが、詳細は役員会で検討し改訂する。

橋本 (YOUYOU 館)ほか 動議について出席者の過半数ということだが、意見を出しにくくなるのでは？

姫野ほか(役員) 動議が出された場合、それを総会議案として審議するかどうかを過半数の承認で決めるという意味で、意見としては出すことができるという認識である。これについてもわかるように盛り込む。

○第 8 号議案「2006 年度事業計画案」について

丸木(らしく) 所属施設でも HP 開設について検討しているが、情報の管理などの問題がありストップ。HP には利点欠点があるが、特にセキュリティ上の問題、更新頻度についてきちんしておかないとマイナスになると思っている。開設することになった経過や見通しを教えてほしい。

家原(役員) HP 開設をめざすきっかけの一つは職能団体として精神保健福祉に関する情報を一般の方へ提供するという役割を果たすこと、もう一つは今メール配信している

「きょうと通信」や適宜の情報を会員ページに掲載することでよりスピーディに提供できるということ。しかし、正誤によらず一瞬で世界に広がることや更新の頻度によっては情報が古くなり責任が逆に果たせないことなど、HP管理運営の人的な体制や環境整備の課題が多くあり議論がとまっている状況。ご参加の中で一緒に作っていただける方があればと思う。

羽鳥(きょうとWAKUWAKU座) 実際に作業を担当している立場から補足。昨年、プロバイダの選定、コンテンツ作成までは行った。現在は更新をどのように行うか、メインパソコンのある事務局までどのくらいの頻度で出かけるか、コンテンツの内容については役員会を経て載せるのか、一般の方に知らせる部分と会員のみとの振り分けの判断、会員専用ページもパスワードを破られる可能性など、具体的な部分で改めて悩みや戸惑いが出てきている。何を目的にしたHPで、何を載せるのかなど、本当に立ち上げるのかどうかということも含めて再度役員会で議論してもらいたい。

西村(役員) 昨年度から協会運営に役員だけでなく多くの会員に携わってもらうため委員会体制を作ったが役員会のほうも未熟で委員の方にはいろいろ悩ませてしまっていると思う。具体的なこと課題は委員会のほうから部長を通して役員会に返してもらうとか、場合によっては役員会で説明や提案をしてもらうことも必要と考えている。今の件については役員会でも検討したい。またこの機会にぜひ他に委員として協力していただける方があればお願いしたい。

野本(らしく) 総会運営規程でも民主的にかつ能率的に運営とあるが、いろんな意見が出せる場が総会しかない。事業報告の中でも、報告、情報提供、案内というように役員から協会員へという一方向が多い。ぜひ総会以外にも話せる場があればよいと思う。

吉村(役員) もっとも。総会だけでなく会員各々がやり取りできる場をHPなども含め設けていきたい。

○第10号議案「会員の除名について」

野本(らしく) 伏字ながら誰か分かってしまう資料なのは意図してのこと？ミス？

杉原(役員) 読む方によって受け止め方が違うだろう。統一できていなかった。

野本(らしく) 臨時総会のときのAさんの除名にすべきという意見は否決された。臨時総会で採決しての結果であるが、その後、今回は役員会で除名を決めた。臨時総会の議論と今の議論と、役員会で流れがあれば教えてください。前のときは除名ではなく今回は除名。なぜか？

杉原(役員) 昨年総会のときの規約改正で8条を具体的に入れたが、Aさんのときはそれがなかった。甲さんの場合は規定があり、それに抵触する行為が確認されたためであり、規約上違ってきている。

野本(らしく) 前回は規約の不備でそうなったということか。

杉原(役員) そのとおり。 【敬称略させていただきました】

10 議案書の誤字修正

- P 1 記念講演会 参加者数合計 145 名→**148 名** 臨時総会 承認数 会場 52 名→**45 名**
- P 5 ◆組織 役員選出規定→役員選出**規則** 総会運営規定→総会運営**規程** 倫理委員会規定→倫理委員会**規則**
- P 9 1②自立支援法→**障害者**自立支援法

【総会報告文責：事務局(物・西村)】

医療観察法学習チームから

ー 第1回医療観察法学習会報告 ー

テーマ : 心神喪失者等医療観察法の現状 ～スタート9ヶ月の現状～
講師 : 植松 俊典 さん 京都保護観察所 社会復帰調整官
日時 : 4月8日(土) 14:00～17:30
場所 : 高木神経科医院カンファレンスルーム
参加者 : 19名

さる4月8日(土)14:00より、社会復帰調整官である植松さんを招いて、「心神喪失者等医療観察法の現状」として第1回目の学習会をもった。

「心神喪失者等医療観察法」は、心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な他害行為を行った人を対象としており、その対象者が不起訴処分となる、もしくは刑事裁判で無罪又は減刑する旨の判決が確定され(実刑になる人は除く)、検察官が地裁に医療観察制度の申立てを行うことにより、審判が開始される。申立てがなされると、裁判官による鑑定入院命令により、原則として対象者は鑑定入院になるが、その間に鑑定医による鑑定と、保護観察所による生活環境の調査が行なわれる。裁判官と精神保健審判員(精神科医)各1名からなる合議体による審判の結果、この法による医療の必要が認められる場合には、指定病院への「入院決定」または「通院決定」のいずれかの決定がなされる。

今回はそうした流れの中で、社会復帰調整官がかかわる「地域処遇」について、『見ればわかる地域社会における処遇 ロールプレイ プロジェクト』(社会復帰調整官有志作成)を見ながら説明を受けた。その後、質疑や、さまざまな意見、感想が活発に交わされ、それに対して植松さんも丁寧に答えてくださり、予定終了時間を30分オーバーするほどであった。その一部をご紹介しますと、『『地域処遇』を展開するうえで、遠方にある指定病院を中心とした関係者会議を頻繁に開くには、大変な労力と手当てが必要になるが、無理はないのか』『『地域処遇』自体は、PSWであれば日常業務として当然取り組むべき事柄で、とくに『重大な他害行為者』にしばったものと捉える必要性を感じられない』『日本には司法福祉がない』等の質問があり、それを受けて、「却下事例は多い」「鑑定入院中に病状が改善し、入院処遇から通院処遇になる例が増えている」「審判の場では、調整官も傍聴人扱い。もっと事前協議にかかわらせてほしいと申し入れている」「一緒に『地域処遇』に取り組んできたPSW仲間がこの法によって分断される」「調査の中で心を開いてくれなかった人が、その後の入院による濃厚なかかわりの中で『よろしくお願いします』と変わっていった」「この法を本当に必要とするケースの人、『利用して良かった』と言ってもらえる人にだけ、この法が適用されて欲しい」など、植松さんから実感のこもった説明をいただいた。

???マークいっぱいのこの法について、多大な関心が寄せられており、自分たちの日常業務や、援助職、当事者の生活と深く関係していることが実感された学習会になった。障害者自立支援法も併せ、戦後の精神保健福祉が今、大きく動いている中でこの法を一体どう理解したらよいのか。さらに一人でも多くの参加者を得て学習を続けていきたいと思います。今後も「きょうと通信」をチェックしていただきますようお願いします。

植松さんのお話をうかがって

岩倉病院 保田 美幸さん

2005年7月15日医療観察法が施行された。重大な法律であるにもかかわらず、頭のなかには障害者自立支援法で一杯になっていた私にとって、再度医療観察法を考える良い機会を得た。京都はシステムが構築されておらず、鑑定入院、指定通院医療機関の役割について、医療機関はさまざまな見解をもっており、全体で協力体制をとっているわけではない。「運営要綱」も策定はされていない。今は一人の社会復帰調整官の孤軍奮闘か？という印象である。さて、私たちは、障害者施策の大改革のなかでユーザーが安心して暮らせるための拠点である福祉現場の存続と充実、新たな地域づくりの連携、運動のため待ったなしの状況にいる。医療観察法は対象者の障害・症状の改善を通して他人を害することなく地域で希望する生活を送れるように社会復帰の支援を目的とし、その援助は精神保健福祉法等の制度を基盤とするようである。しかし今の医療・社会福祉施策の流れが現状の地域の医療機関や福祉現場の問題を解決せず更に貧困にしていくなら、本末転倒である。このままでは法の対象者を地域で孤立させない、更に法の対象者にさせないための豊かな地域など出来ないではないか？

当日はこの法律で何が変わるのか？そもそもこの法律自体が必要か？という問いかけもされた。ただ今回は社会復帰調整官の仕事に限定して言えば、思っていた以上に私たちの日常の仕事と共通する部分を持つことがわかった。また京都の社会復帰調整官は、情報や自身の経験を一人でも多くのPSWに伝え、意見を聞き、共に考えようとの姿勢を強く持つ人であったことは良かったと思う。

【ご案内】植松さんから下記の冊子をいただきました。ご入用の方は返信用封筒（A4サイズ・宛名記入・210円切手を貼ったもの）を事務局までお送りください。（2冊セット）

- ・『心神喪失者等医療観察法Q&A』2004年3月 法務省保護局
- ・『地域社会における処遇のガイドライン』2005年4月

リレー職場紹介

栄仁会 デイサービスセンター おおわだの郷 日置 周平さん

私が所属する「栄仁会 デイサービスセンター おおわだの郷」での活動を紹介します。

当センターは、認知症があり、日常生活に介護が必要な方のデイサービスです。

利用者は、1単位10人の登録が可能で2単位から構成されており、1日で最大20人が通所可能です。職員配置は、センター長（管理者）のもと、1単位毎に生活相談員が1名、看護師が1名、介護スタッフが2名です（平成18年3月介護保険改正前）。

笑顔あふれる関係作りを根本に、お一人お一人の生活や目標に応じた生活リハビリ、様々なレクリエーション、生活のリズムを整え、生活に障害があってもその人らしく、誇りを持って、生き生きと生活していただけるよう応援しています。笑顔でたのしく、ご本人・ご家族が安心して過ごしていただけるそんなデイサービスでありたい、また日々の介護で奮闘しておられる方々のご相談に応じながら、思い出の多き地域・ご自宅で生活が続けられるよう、少しでもお手伝いできればと願っています。

私は生活相談員をしていますが、その具体的な活動として、上記で述べたデイサービスを利用される本人とのふれあいや各居宅介護支援事業所のケアマネージャーからの通所依頼があった場合、利用希望者の状況にもよりますが事前に本人の日常生活能力や運動機能の状態

をケアマネジャーより情報収集をし、実際にご本人やご家族と面談を行い、生活歴や本人がどのような希望をもっているのか、もしくは望むのか等利用する上で必要な情報を集め、契約をします。介護されているご家族より直接相談があった場合は、様々なケースがありますが、介護保険制度に関する概要で必要な情報を提供します。例えば地域にある各居宅介護支援事業所の紹介やサービス事業所の紹介をする等、ご本人・ご家族が不安に思っておられる事や心配されている内容についてのアドバイスをします。

平成 18 年 4 月より介護保険制度が改正され、当センターも「認知単独通所介護」から「介護予防認知症対応型共同生活介護」となり、新たに創設された「地域密着型サービス」となります。具体的な改正内容については、まだ整備中な所が多く、これからの課題も山積みです。

ただこれまで実践してきた「利用者本位」の考えを忘れずに今後更に地域に密着した、地域のための施設作りを目指し高齢者に介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が続けられるように応援していければと思います。

掲示板

☆ 平成 18 年度社会復帰調整官採用のご案内（応募期間 6 月 1 日～30 日）

事務局に採用案内が数部届いています。必要な方はご連絡ください。また、法務省 HP・近畿地方更生保護委員会 HP をご覧ください。

☆ 講演会のご案内

テーマ：はばたけココロ 「医療・医薬・生活支援を考える

～当事者が求める支援とは～」

日 時：8 月下旬

主 催：京都府精神障害者家族連合会・京都精神保健福祉協会・ヤンセンファーマ(株)

*講演会開催に当協会も協力します。詳細がわかりましたら、メール配信します。

事務局からのお知らせ

● 会員の動向

・ 入会者（15 名）

岩井授身さん

鈴木 晃さん

内田琢也さん（京都民医連中央病院）

中田亮太さん（京都府乙訓保健所）

岡 香織さん（医療法人三幸会第二北山病院）

林 文子さん（長岡京市役所障害福祉課）

岡崎利治さん（京都女子大学 家政学部生活福祉学科）

川上尚子さん（医療法人稲門会岩倉病院）

福井千賀子さん（つかさき医院）

柏木陽子さん（嵯峨嵐山・田中クリニック）

山野尚美さん（京都府立大学社会福祉学部）

北村麻衣さん（共同作業所サリュ）

山本裕造さん（医療法人里地クリニック）

木村友美さん（つかさき医院）

吉田弥生さん（北山通ソウクリニック）

- ・ **変更（4名）**
 植村小夜子さん 新所属) 明治鍼灸大学 看護学部
 高橋知子さん 新所属) 福知山市役所
 青木保子さん 新所属) 佛教大学福祉教育開発センター実習指導室
 堤 香織さん 所属先住所変更) 京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
 TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940
- ・ **退会者（3名）**
 古市智子さん
 岸上真人さん
 山本裕幸さん
- ・ **会員数** 5月31日現在 252名

● 変更届ご提出のおねがい

所属、連絡先などに変更がおありの方は、必ず事務局に変更届をご提出ください。会員名簿を次号のきょうと通信とともにお送りする予定です。変更のお届けをいたしませんと、旧所属、連絡先が掲載されます。変更届のご提出にご協力いただきますようお願いいたします。

● メール配信利用（郵送利用）手続きのおねがい

（手続きしていただきませんとお届けできません！）

「きょうと通信」を郵送で購読されている方は、メール配信もしくは郵送購読の手続きをお願いします。詳しくは、総会議案書郵送時に同封しました申込書をご覧ください。お手続きいただきませんと、通信をお届けできなくなります。至急、手続きをお願いします。

● 対外関係

後援 「第2回精神障害者バレーボール京都市大会」（主催 京都市）

開催日時 2006年8月25日(金)・場所 京都市体育館（西京極運動公園内）

参画 「京都くらしの安心・安全ネットワーク」（設立 2006年5月12日）

趣旨) 広域化、複雑化、悪質化する消費者問題への迅速な対応を図り、消費者被害の未然防止・早期発見・早期救済を図るため、京都府内の行政機関、消費者団体、福祉団体、事業者団体等で構成するネットワーク組織を設立する。ネットワークは、消費者被害の現状や対処方法等の情報を共有し、迅速な対応を図るための連携を強化するとともに、被害を未然に防ぐための啓発事業に共同して取り組む。

編集後記

梅雨入りしましたね。早く今年の梅酒を漬けこまなければ！！さて、総会報告や医療観察法学習チームからの報告など、今回はいつも以上にボリュームのある通信に仕上がりました。どの記事も読み応えたっぷりですので、ぜひ、ゆっくりじっくりとご覧ください。（南・木下）